

## 公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会慶弔規程

第1条 この規程は、公益社団法人静岡県私立幼稚園振興協会の役員及び委員会の委員並びに会員である法人の理事長（以下「役員等」という。）及び教職員の慶弔に関する必要な事項を定める。

第2条 教職員が結婚したときは、結婚祝金 10,000 円を支給する。

2 結婚祝金の支給を受けようとする者は、結婚祝金請求書（様式第1号）を理事長に提出しなければならない。

第3条 教職員が出産（配偶者も含む）したときは、出産祝金 5,000 円を支給する。

2 出産祝金の支給を受けようとする者は、出産祝金請求書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

第4条 役員等及び教職員が負傷または罹病し 20 日以上勤務に耐えられないときは、傷病見舞金 5,000 円を支給する。

2 傷病見舞金を受けようとする者は、傷病見舞金請求書（様式第3号）を理事長に提出しなければならない。

第5条 役員等及び教職員が死亡したときは、死亡弔慰金 20,000 円を支給する。

2 死亡弔慰金の支給を受けようとする者は、死亡弔慰金請求書（様式第4号）を理事長に提出しなければならない。

3 役員等又は園長が死亡した場合は弔電（又は弔辞）をおくる。

4 教職員が公務で死亡した場合は弔電（又は弔辞）をおくる。

5 理事長が必要と認めた場合は弔電（又は弔辞）をおくる。

6 前3項の規程は各園よりの報告によりこれをおくる。

第6条 役員等及び教職員が水害、地震、火災等によって被災したときは、災害見舞金 5,000 円を支給する。

2 災害見舞金の支給を受けようとする者は、災害見舞金請求書（様式第5号）に市町村長または関係官公庁の証明書をそえて、理事長に提出しなければならない。

第7条 この規程に定めるもののほか、理事長は、特に必要と認めた場合、慶弔金等をおくることができる。

### 附 則

この規程は、一般社団法人静岡県私立幼稚園振興協会設立登記の日から施行する。

### 附 則

この改正は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する行政庁の認定を受けた日から施行する。